

第3次厚木市観光振興計画策定方針

1 計画策定の趣旨

第2次厚木市観光振興計画（以下「現行計画」という。）が令和8年度をもって満了を迎えることと併せ、昨今の観光振興を取り巻く環境の変化への的確に対応した新しい観光戦略の構築を図るため、令和9年度を始期とする第3次厚木市観光振興計画（以下「第3次計画」という。）を策定します。

2 基本的事項

(1) 計画策定についての基本的な考え方

第3次計画の策定に当たっては、現行計画の成果と課題を検証し、これまでの社会状況の変化等に留意するとともに、意向調査、厚木市観光振興推進委員会及びパブリックコメントの市民参加手続を実施し、市内外の意見を取り入れた計画とします。

(2) 計画の位置付け

厚木市観光振興条例に基づく観光振興の基本的な計画として策定するとともに、本市の最上位計画である第11次厚木市総合計画の施策を補完・具体化する個別計画として位置付けるものです。また、「厚木市産業マスタープラン」等の関連する計画を始め、国・県が策定した観光関連計画と連携した計画とします。



(3) 計画の期間

第3次計画の計画期間は、第11次厚木市総合計画の計画終了年に合わせ、令和9年度から令和17年度までの9年間とします。なお、国や県の計画改定等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

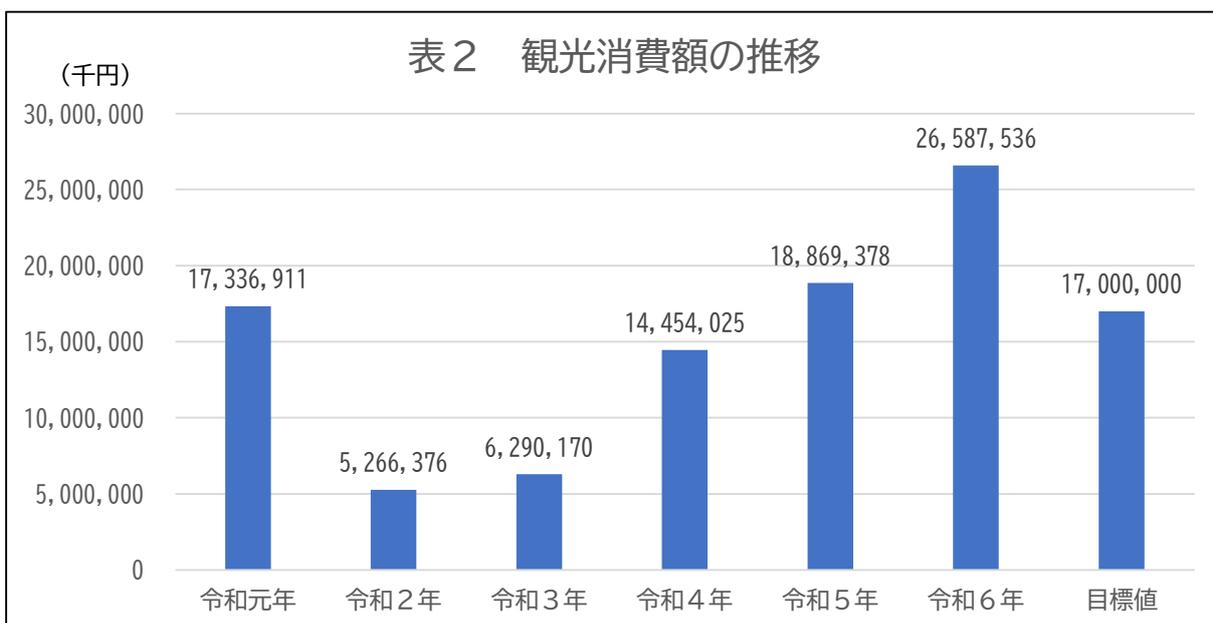
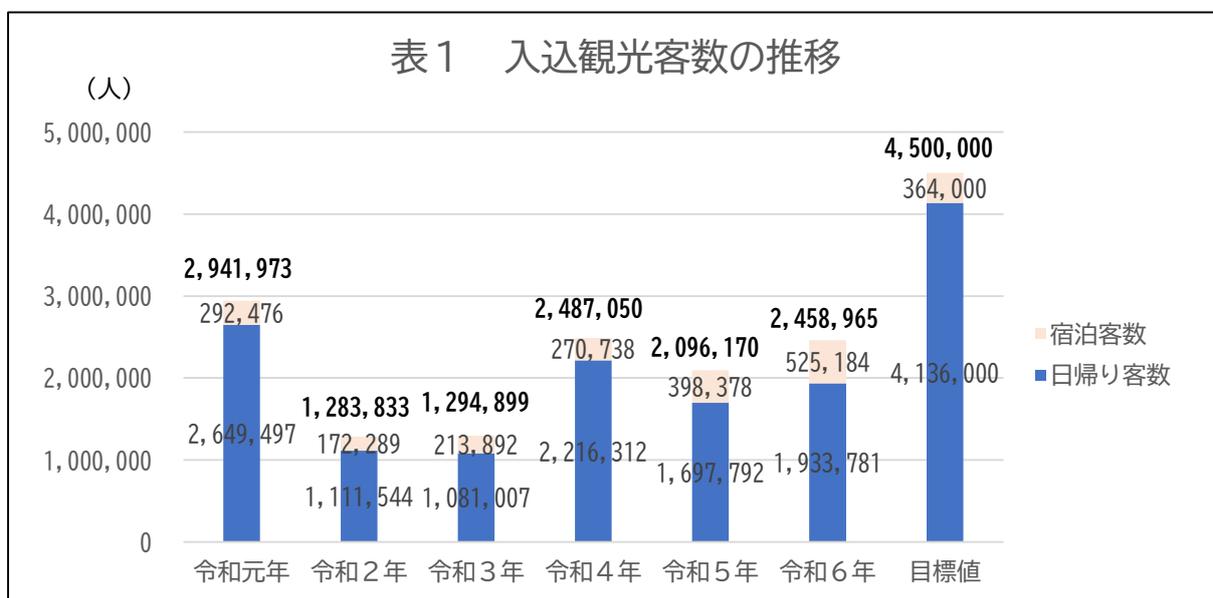
3 現状と課題

(1) 第2次計画の目標の達成状況

第2次計画では、「集客促進による観光消費額の拡大」を目標として掲げ、この目標を達成するために、「延べ観光客数」、「延べ宿泊客数」及び「観光消費額」の3つの指標を設定し、進捗を測っています。

本市の延べ観光客数（表1）については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で一時的に減少し、その後回復傾向ではあるものの、コロナ禍前の実績値にまで戻るには至っておりません。また、最新値である令和6年時点の実績が2,458,965人となっており、目標値である4,500,000人に到達していない状況です。

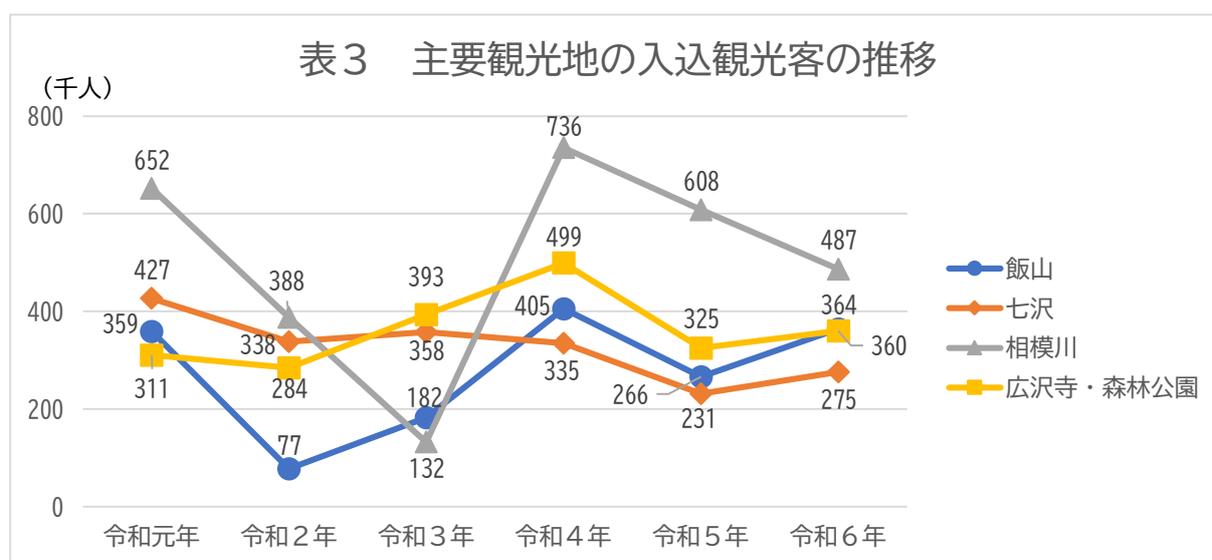
一方、延べ宿泊客数（表1）及び観光消費額（表2）については、コロナ禍後は順調に増加しており、令和6年時点の実績はともに目標値を上回っています。



(2) 課題

延べ観光客数が目標値に到達していない要因として、あつぎ鮎まつりやあつぎ国際大道芸、あつぎジャズナイト等の観光イベントへの来場者数や市内宿泊施設への宿泊客数は増加傾向にある一方、飯山や七沢等の市内主要観光地への観光客数が伸び悩んでいる点が挙げられます（表3）。

市内主要観光地への誘客力を強化するため、観光資源の更なる魅力向上や誰もが快適に安心して旅を楽しめる環境の整備、県央やまなみ地域の自治体と連携した広域観光圏の確立等、本市の観光が持続的に成長するための施策を推進する必要があります。



4 策定に当たって考慮すべき視点

第3次計画は、現行計画に位置付ける観光戦略の方向性を社会・経済環境の変化に照らし合わせて見直すことに加え、次の視点に考慮して計画を策定します。

(1) 持続可能な観光の促進

観光は地域に新たな交流と経済的恩恵をもたらす重要な産業です。観光地が持続的に発展するためには、観光客が楽しめるだけでなく、訪問先の環境や地域社会への影響まで考慮することが重要となります。観光地の自然環境や文化・歴史を保護するとともに、地域経済が活性化して持続的な利益を生み出し、そしてその利益が地域に還元されるよう、長期的に発展するための経済力を育む必要があります。

(2) 地域資源の魅力の最大化

本市は都心へのアクセスの良さと丹沢・大山山麓の豊かな自然環境の調和が魅力のまちです。食や文化、温泉といった既存の観光資源の磨き上げに加え、都心に近接しながら非日常を満喫できる本市の特徴をいかした観光地づくりを推進する必要があります。

(3) アクセシブルツーリズムの推進

アクセシブルツーリズムは、障がい者や高齢者、乳幼児連れの家族、外国籍の方など、誰もが安全で快適に旅を楽しめる観光に取り組むことです。移動や行動のハードルを下げるため、車いすやベビーカーが利用できる施設整備や温暖化による暑熱対策、野生動物による被害防止や複数言語への対応など、観光地にも幅広い視点を持った環境整備が求められています。アクセシビリティ対応の充実が観光地選びの重要な要素となっていることから、国籍や年齢にかかわらず、誰もが安心して観光にアクセスできる環境づくりに取り組む必要があります。

(4) 関係人口の創出

関係人口の創出は、単なる観光客数の最大化ではなく、地域と強いつながりを持つファンを増やすことで持続可能な地域経済を支えるとともに、将来的な定住人口の増加に寄与するものです。交流人口の創出に努めながら、各地域ならではの体験型プログラムの実施やリピーター向けのイベントの開催等、「関わり続けたい厚木」となるべく、観光客が地域のファンとなって長期的な関係人口としての役割を担えるよう設計する必要があります。

(5) 自治体間の連携

自治体の枠を超えた連携を推進し、周辺自治体等が持つ資源を活用することにより、質の高い行政サービスを安定的、持続的、効率・効果的に提供することができます。自治体間の連携によって一つの自治体では実現困難な広域的な魅力の創出や多様な観光資源の組み合わせ、効果的なプロモーション活動が可能になることから、周辺自治体等の特色ある文化・歴史資源を効果的に結び付け、回遊性の高い観光地域の形成を図る必要があります。

5 策定体制

(1) 附属機関

厚木市観光振興推進委員会

公募による市民、学識経験者及び関係団体の代表者により構成し、第3次計画の策定について、市長の諮問に応じて調査及び審議をし、答申します。

(2) 庁内検討組織

厚木市観光振興計画庁内推進チーム

課長職により構成し、計画の策定に関する事項を検討及び協議します。

(3) 市民参加手続

計画の策定に当たっては、市民参加条例に基づく意向調査やパブリックコメントなど、多様な手法による市民参加の機会を設け、市民の皆様の意見を伺いながら取り組めます。

6 策定スケジュール

次期計画の策定に当たって、次のスケジュールのとおり、計画的に取組を進めます。

	令和7年度		令和8年度											
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定状況	●→ 策定方針							●→ 計画案骨子		●→ 計画案				● 策定
観光振興 推進委員会	●→													
庁内推進 チーム			●→											
市民参加 手続	●→ アンケート調査											●→ パブコメ		